

## 平成 31 年 2 月から介護予防・日常生活支援総合事業が変わります

### 総合事業の変更内容

- ①総合事業対象者は 1 年ごとに基本チェックリストにより再確認を受けます。
- ②総合事業対象者の通所型サービス利用回数が原則として週 1 回になります。

#### ①総合事業対象者は 1 年ごとに基本チェックリストにより再確認を受けます。

平成 31 年 2 月 1 日以後に総合事業対象者となった者は、1 年以内に、改めて基本チェックリストによる総合事業対象者としての確認を受けます。

また、既に総合事業対象者となっている者は、平成 31 年 2 月 1 日から 1 年以内に、改めて基本チェックリストによる総合事業対象者としての確認を受けます。

#### ②事業対象者の通所型サービス利用回数が原則として週 1 回となります。

総合事業対象者の通所型サービスの利用回数は、原則として週 1 回を限度とします。利用者の状況によっては原則を越えての利用も可能です。

### 総合事業の変更内容

	総合事業対象者	要支援 1	要支援 2
デイサービス 利用回数	週 1～2 回 ↓ <b>原則週 1 回</b>	週 1 回	週 1～2 回
有効期間（認定者） 又は 見直し期間（総合事業）	期間設定なし ↓ <b>1 年で見直し</b>	新規 6～12 ヶ月 更新 12～36 ヶ月	新規 6～12 ヶ月 更新 12～36 ヶ月

磐田市健康福祉部福祉課  
介護保険室事業給付 G  
電話番号 0538-37-4869  
F A X 番号 0538-37-6495